

光ブロードバンドサービス未普及地域の世帯を対象に モバイルWi-Fiルーターの導入費用を補助します

花巻市では、光ブロードバンドサービスの未普及地域におけるインターネット接続環境の向上を図るため、当該地域に位置する世帯を対象に、モバイルWi-Fiルーターの導入費用に対し補助金を交付する制度を創設し、4月1日より受付を開始しています。

1 制度の概要

- 事業名 花巻市情報通信基盤整備導入支援事業
- 補助対象者 民間事業者が提供する光ブロードバンドサービスの利用ができない地域の世帯主
- 補助対象経費 携帯電話の通信回線を使用してインターネットに接続する小型の通信端末（モバイルWi-Fiルーター）を導入する場合に要する費用
- 補助金の額 補助対象経費の額以内とし、15千円を限度
※1世帯1回限りの補助となります
- その他 平成33年3月31日で終了（3年間の時限）

【参考 光ブロードバンドサービス未提供地域】

- 花巻地域 >> 湯口・矢沢・笹間地区の一部
- 大迫地域 >> 内川目・外川目地区の一部
- 石鳥谷地域 >> 八日市・八重畑地区の一部
- 東和地域 >> 小山田・土沢・成島・浮田・谷内・田瀬地区の一部

全体で約1,900世帯が未提供

2 経緯

- ・本市では、民間事業者が提供する光ブロードバンドサービスの未普及地域の解消を図るため、民間事業者に対し光エリア拡大要望を実施
- ・民間事業者では、①収容局の改修費用が多額であること②一定の加入条件が満たされない場合は、自らエリア拡大を行わないこととなった
- ・本市としては、市政懇談会などの場面でインターネット接続環境の改善を求める声を伺っており、また、花巻市公式ホームページなどの媒体を活用して重要な市政情報を発信していることから、早期にインターネット接続環境の向上を図る必要があると判断し、当該制度を創設した

3 制度利用希望者の手続きの流れ

- ①自らの住宅が光ブロードバンドサービスの提供を受けられないことを確認し、端末代金の見積書を販売店から入手
- ②市に対し「花巻市情報通信基盤導入支援事業補助金申請書」に見積書を添付し提出
※申請人（世帯主）とモバイルWi-Fiルーターの使用者が異なる場合は、同一世帯の者である旨の申出書を合わせて提出
- ③補助金交付決定受領後、販売店で購入・利用契約などの手続き
- ④市に対し「花巻市情報通信基盤導入支援事業補助金請求書」に契約サービス申込書を添付し提出
※請求人（世帯主）と口座名義人が異なる場合は、委任状を合わせて提出

【申請書等受付窓口】本庁秘書政策課、各総合支所地域振興課地域づくり係